

1990年 7月19日

日本税理士会連合会

会長 片岡輝昭 殿

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 303号

全国青年税理士連盟

会長 小池幸造

申入書

時下、貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また日頃は当連盟の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、最近の日刊新聞は、横浜市、秦野市及び岡山市は過去において、固定資産税を過大に賦課し、徴収していたと報道しております。しかし、その過誤納税額の内、5年前のものについては、時効により納税者に還付することが不可能との見解のもとに、現段階においては何等当該納税者に対する具体的な救済措置が構じられていないことも合わせて報道しております。

このような問題が生じたのは、固定資産税が賦課課税方式を採用していることに起因しているものと考えられます。

当連盟といたしましては、今後、このような問題を生じさせないためには、下記の措置を構じる必要があるものと考えておりますが、貴会におかれましても、早急に当該問題について検討され、日本税理士会連合会会則第3条2項の規定に基づき、関係行政機関に対して建議されますよう、申し入れるものであります。

なお、当該申し入れは貴会におかれまして、どのような対応をなされるのか、八
月末日までにご返答下さるよう、お願い申し上げます。 以上

記

1. 賦課課税方式について

わが国の憲法は国民を主権者として位置付けております。その考え方からは、申告納税制度が最も望ましい納税方法です。

しかし、現在においては、納税者の申告・納税に関する事務負担の軽減等の観点から、賦課課税方式による納税制度も導入されております。

よって、今後は賦課課税制度のうちに、行政の行った課税処分 の適正性を担保するためにも、重要な課税要件に関する基礎的資料は納税者に対して通知することとし、納税者の財産の侵害問題の防止及び救済のための手続を、納税者において善意の注意があれば、容易に行使しうる制度として確立する必要があるものと考えます。

2. 地方税法の規定について

地方税法第18条の3第2項は、課税庁が賦課・徴収した税額が過大であった場合でも、五年により時効とし、その時効による利益を放棄できないものとしております。

しかし、一般に、国民は行政に対して全幅の信頼をもっております。その信頼をうらぎる行為を行政が行った場合には、行政庁はその責任をとるべきものです。

しかるに、時効等の助けにより責任の回避を行えば、国民の行政に対する信頼は根底から崩れ去ります。

よって、地方税法第18条の3第2項の規定は削除すべきものと考えます。

以上